

# 業務災害補償制度の5つの特徴

近年、組合員の皆様を取り巻くリスクが増大する中で、万一の労災事故に対するリスクを排除し、より経営を安定させたいというニーズに対応するため、全日電工連ならではの充実した内容である「業務災害補償制度」をご用意しました。

### 1 加入費が割安!

全日電工連のスケールメリットを活かした割安な加入費を実現しました。  
したがって、一般で加入するよりも割安です。

### 2 社長・役員・個人事業主は24時間補償が可能!

社長・役員・個人事業主は「業務上のみ補償」と「業務外を含めた24時間補償のいずれか選択可能です。お手続きは申込時の実人数をベースに加入する為、人数変動や入れ替わりがあった場合でも自動的に補償対象となります。また加入者を限定することも可能です。(その際は増減・入替等の通知が必要となります)

### 3 契約手続きがカンタンで、従業員・下請負人をワイドに補償!

すべての従業員・下請負人の業務上の事故(出退勤を含みます)を補償します。前年度の売上高をベースに加入するため、人数変動や入れ替わりがあった場合でも自動的に補償対象となり契約手続き漏れの心配がありません。(従業員・下請負人コース)

### 4 入院・通院も1日目から補償!

入院はもちろん通院も1日目から補償する充実した内容です。  
(入院給付金はB・D・E型、通院給付金はE型のみ)


## 5 政府労災保険の認定を待たずに給付金をお支払い!

政府労災や他の保障制度からの支払いとは関係なく、スピーディーに給付金をお支払いします。

## 7 当該制度にご加入の皆様は安心サービスをご用意!

### このような事故を補償します

補償対象者が偶然な事故によってケガをした場合、または日射病等の症状(業務上疾病)を発症した場合に給付金をお支払いします。

作業中に感電して負傷した。			誤って転落して負傷した。			炎天下での作業中日射病にかかった。		
								
<b>補償対象者と範囲</b>			通勤中に交通事故にあい負傷した。			プライベートでゴルフ中、転倒して負傷した。		
募集コース	補償対象者	補償の範囲						
役員・個人事業主コース	・役員 ・個人事業主 ・家族従業者	24時間補償 or 業務上のみ (出退勤を含)						
従業員・下請負人コース	・正規従業員 ・臨時雇 ・下請負人	業務上のみ (出退勤を含)						

※ 次の要件を満たす症状に限ります。

- ① 偶然かつ外来によるもの。②労働環境に起因するもの。③その原因の発生が時間的場所的に確認できるもの。(具体的には日射病・熱中症、しもやけ等が該当します。)